令和7年度決算に係る

引上げ分の地方消費税収入の使途について

〇社会保障の充実・安定化に資するため、消費税が平成26年4月には8%に、令和元年10月には10%に引き上げられました。この消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

〇横須賀市では、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分として、令和7年度（決算ベース）は約 55.8 億円となりました。

横須賀市における引上げ分の地方消費税収入の使途　　（単位：千円）

分野	主な事業内容	事業費	市負担分	
				うち消費税の引上げ活用分
社会福祉	障害福祉サービス事業、子ども・子育て支援事業、生活保護事業など	48,517,314	16,102,467	3,079,605
社会保険	国民年金事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など	14,672,645	11,786,286	2,254,133
保健衛生	小児医療費助成事業、母子衛生事業、感染症等予防対策事業など	1,594,746	1,293,184	247,322
計		64,784,705	29,181,937	5,581,060